

注 文 書

- 1 契約番号 2026000719
- 2 件 名 田尻文化センターマニラロープ交換工事
- 3 場 所 大崎市田尻沼部字富岡166番地
- 4 期 間 契約締結日の翌日 から 令和9年2月26日 まで
- 5 添付書類
 - (1) 仕 様 書
 - (2) 参考明細書
 - (3) 図 面
- 6 担 当 課 大崎市教育委員会 教育部沼部公民館

仕 様 書

- 1 工 事 名 2026000719 田尻文化センターマニラロープ交換工事
- 2 工事場所 大崎市田尻沼部字富岡166番地
- 3 工事内容 田尻文化センターマニラロープ交換（別紙明細書のとおり）
- 4 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- 5 入札金額 上記工事の総額（消費税抜き金額）とすること。
- 6 特記事項
 - (1) 工事日時は公民館運営に支障のないよう、事前に協議・調整を行うこと。
 - (2) 週休2日工事の適用について
本工事は、週休2日工事【発注者指定型（現場閉所型）・~~発注者指定型（交替制）~~】の対象である。
当初積算時には4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行っており、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
- 7 支払方法 支払いは、請求書が提出された日から30日以内に支払うものとする。
- 8 暴力団の排除について
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、該当下請負契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への通報が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

特記仕様書

1. 総則

本工事は、総て大崎市契約規則・設計図書・宮城県工事共通仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき作業するものとする。

2. 工事の目的

- 1) 本工事は、田尻文化センターのマニラロープ交換工事である。
- 2) この仕様書は、本工事の大意を示すものであり、本書に記載のない事項でも現場の状況に応じて、監督職員が工事遂行上必要と認めた作業については、双方協議のうえ実施するものとする。

3. 工事の期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日までの期間

4. 工事の場所

宮城県大崎市田尻沼部字富岡166番地

5. 工事の範囲

田尻文化センターマニラロープ交換工事
詳細は、別紙積算内訳書のとおり

6. 見積り金額

見積り金額については、本工事の総額（税抜）とする。

7. 工事請負代金の支払方法

本工事完了後に支払い

8. 施工

- 1) 請負人は、仕様書・設計図書及び図面等によるほか、これらに明示されていない事項でも、施工上必要とされる設備等は、請負人の負担で具備しなければならない。
- 2) また、本仕様書・設計図書及び図面等に疑義・誤記があった場合は、監督職員と協議のうえ、適切な処置を講じなければならない。
- 3) 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。
また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。

9. 手続き

本工事において、関係諸官庁・その他、調査及び手続きを要するものは、請負人において書類を作成し、一切を代行する。また、これに必要な経費は請負人の負担とする。

10. 負担金・手数料

本工事において、通信回線・受電電力の新設・移設・変更等負担金及び手数料を要するものについては、請負人の負担とする。

11. 暴力団の排除について

- 1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

12. 週休2日工事の適用について

本工事は、週休2日工事発注者指定型（現場閉所型）の対象である。

当初積算時には4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行っており、設計変更時に達成状況に応じた補正見直しを行うこととする。

適用範囲

本特記仕様書は、上記の工事概要における工事内容に適用する。

適用基準類

本特記仕様を適用するにあたって、建設基準法、労働安全衛生法等の法令、規則による他、必要に応じて、以下に定める指針、規準、規格等を適用する。

○公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（日本建築防災協会）等を適用基準とする。

使用部材

部材等の指定がある場合は、該当する部材を同等以上のものを使用すること。

現場管理

本工事は労働安全衛生法等の関係法令の規定により実施し、工事工程は監督員と打ち合わせのうえ工程表を作成し、監督員の承諾を受け、契約期間内に施工すること。

養生その他

本工事を実施するに当たり既設建物及び既設設備が損傷・汚傷のおそれがある場合は養生し、十分注意し施工すること。

万が一損傷・汚傷した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、監督員に報告し、指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。施設内については、工事部外者が立ち入ることの出来ないように安全対策・表示を行うこと。

また、当施設の利用状況を確認し施設及び利用者へ配慮した工程にて施工を行うこと。

被災状況の確認

工事施工者は工事着手に当たり、事前に現場確認を行うこと。設計図書との食い違い及び工事範囲内に記載されていない内容については、着手前にその内容について監督員と協議を行うこと。各設計図に記載する既設寸法等については参考寸法であるため施工前に現場実測を行い、監督員と協議のうえ寸法等を決定すること。

仮設物

材料置場、撤去材置場は、監督員の承諾を受け、工事完了後は撤去、跡かたづけ及び清掃等を速やかに行うこと。

発生材の処理

工事中に発生した撤去材、残材等は関係法令に準拠し、適正に処理すること。

暇疵担保

工事目的物引渡し後、暇疵がある場合は、受注者の負担にて速やかに補修するものとする。

工 事 名 : 田尻文化センターマニラロープ交換工事

参考明細書

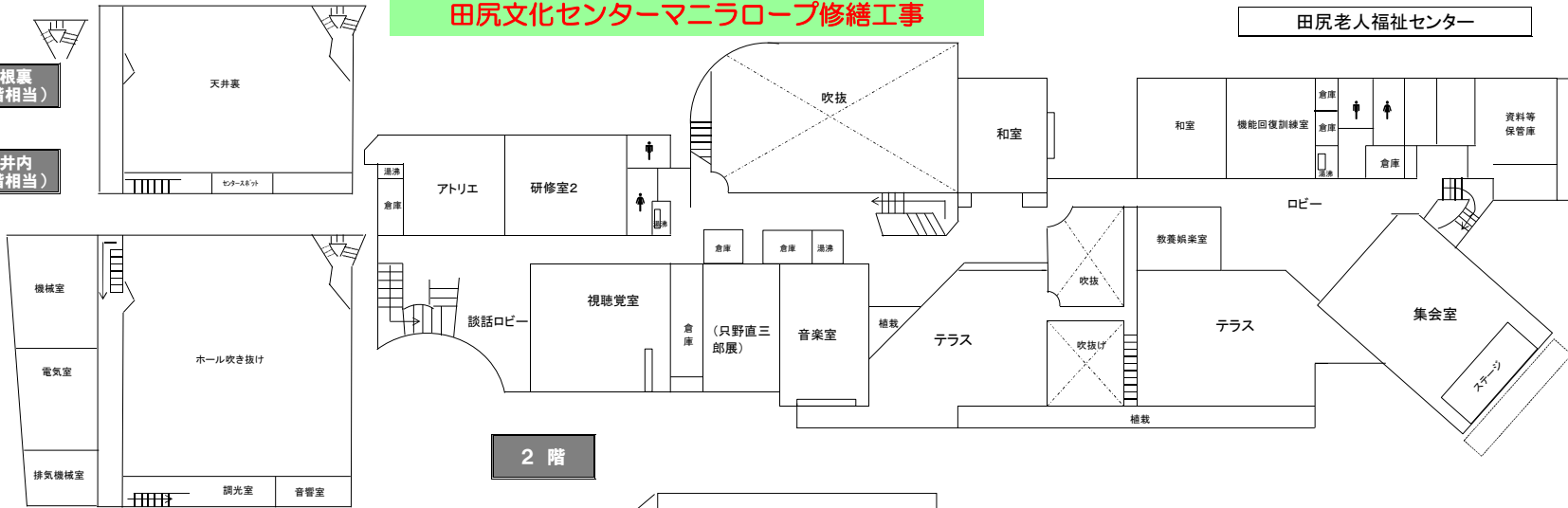
番号	名称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
1	22φマニラロープ L=32m 片側さつま編み	19	本			
2	運搬搬入費(交通費含む)	1	式			
3	交換工事費(撤去費含む)	1	式			
4	試験調整費	1	式			
5	雑材消耗品費	1	式			
6	撤去品処分費	1	式			
7	現場管理費	1	式			
8	法定福利費	1	式			
9	諸経費	1	式			
	小計					
	消費税(10%)					
	合計金額					

田尻文化センターマニラロープ修繕工事

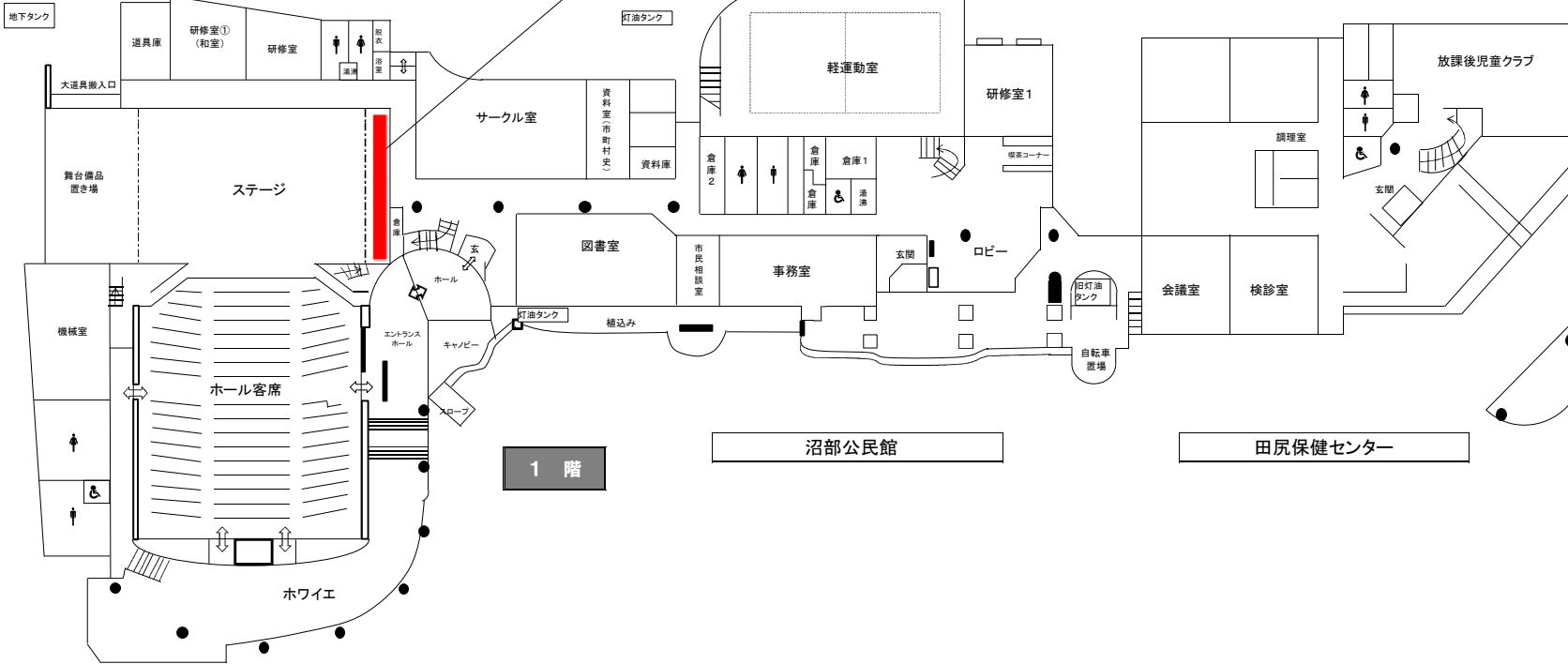
田尻老人福祉センター

屋根裏 (4階相当)

天井内 (3階相当)



マニラロープ修繕工事箇所



田尻文化センター

沼部公民館

田尻保健センター